

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
環境農林水産部 農政室	<p>通勤手当について、病気休暇により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="439 520 1501 762"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年4月から 同年9月まで</td> <td>148,940円</td> <td>144,160円</td> <td>4,780円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年10月から 令和5年3月まで</td> <td>61,830円</td> <td>46,020円</td> <td>15,810円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	A	令和4年4月から 同年9月まで	148,940円	144,160円	4,780円	B	令和4年10月から 令和5年3月まで	61,830円	46,020円	15,810円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 (支給方法等) 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。(以下略) 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。(以下略)</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>検出事項の原因については、通勤手当認定担当者と病気休暇手続者による事務手続の失念によるものである。</p> <p>過誤払となっていた通勤手当については、過年度の精算事務であるため、総務サービス課に戻入手続を依頼し、令和5年9月に精算事務を完了した。また、本件の検出事項について、室幹部会議において、所属内で共有し、通勤手当制度の周知と注意喚起を行った。</p> <p>本件を踏まえ、病気休暇等により職員の勤務実績に変動がある場合は、処理に遺漏のないよう情報共有を徹底するとともに、通勤手当やその他の手当に関しても精算漏れ等が発生しないよう注意を払うなど、関係規則等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額														
A	令和4年4月から 同年9月まで	148,940円	144,160円	4,780円														
B	令和4年10月から 令和5年3月まで	61,830円	46,020円	15,810円														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年6月2日から同月28日まで）